2016年６月27日

静岡県最低生計費試算調査結果―若年単身世帯（25歳男性および25歳女性）

中澤秀一（静岡県立短期大学准教授）

はじめに

2015年末、安倍首相により新しい「三本の矢」が公表された。そのなかの「希望を生み出す強い経済」では、最低賃金を毎年３％ずつ、時給1,000円にまで引き上げて、消費を喚起することが含まれている。しかし、この引き上げ額の根拠はまったく示されておらず、たた漠然とした数字を掲げているに過ぎない。

2015年から16年にかけて全国各地で実施されている最低生計費試算調査は、この**最低賃金額の引き上げの強い根拠**となるだけでなく、**春闘の賃金討議の素材**（特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）、**公契約運動推進においての賃金設定の基礎**となる考え方を示すことができる等、さまざまな成果をもたらすことができる。とくに、静岡県では2010年にも最低生計費調査が実施されており、この間に実施された消費税率の引き上げが、静岡県の暮らしにどのような影響を与えたのかを知ることにもつながるであろう。

１．調査の概要

若年単身世帯を中心としながら他の年齢、階層、単身以外の世帯構成についても対象とし、いくつかの調査を組み合わせて、それらを集計することで「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための最低生計費試算を行う。

今回実施された調査は、以下の３つの調査である。

①生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。

②持ち物財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。

③価格（市場）調査：実際の**対象市（静岡市）**においての価格調査を実施。

これらの3調査に統計資料を利用した食料費、娯楽費、住居費、教育費などの試算結果を組み合わせて、最低生計費の試算を行った。今回は、その第1弾として20代単身世帯の結果を公表する。

2015年11月からアンケート票の配布開始。2016年2月現在で1670部を回収（回収率41.8%）。なお、このうち、若年単身者（20歳未満＋20歳代＋30歳代）の回答数195部（男性87ケース、女性108ケース）で分析を行っている。

２．生活実態調査の結果の概要

※別添資料Ａを参照

図１：アンケート回収の市町別内訳（10 代＋20 代＋30 代単身世帯 195 ケース）

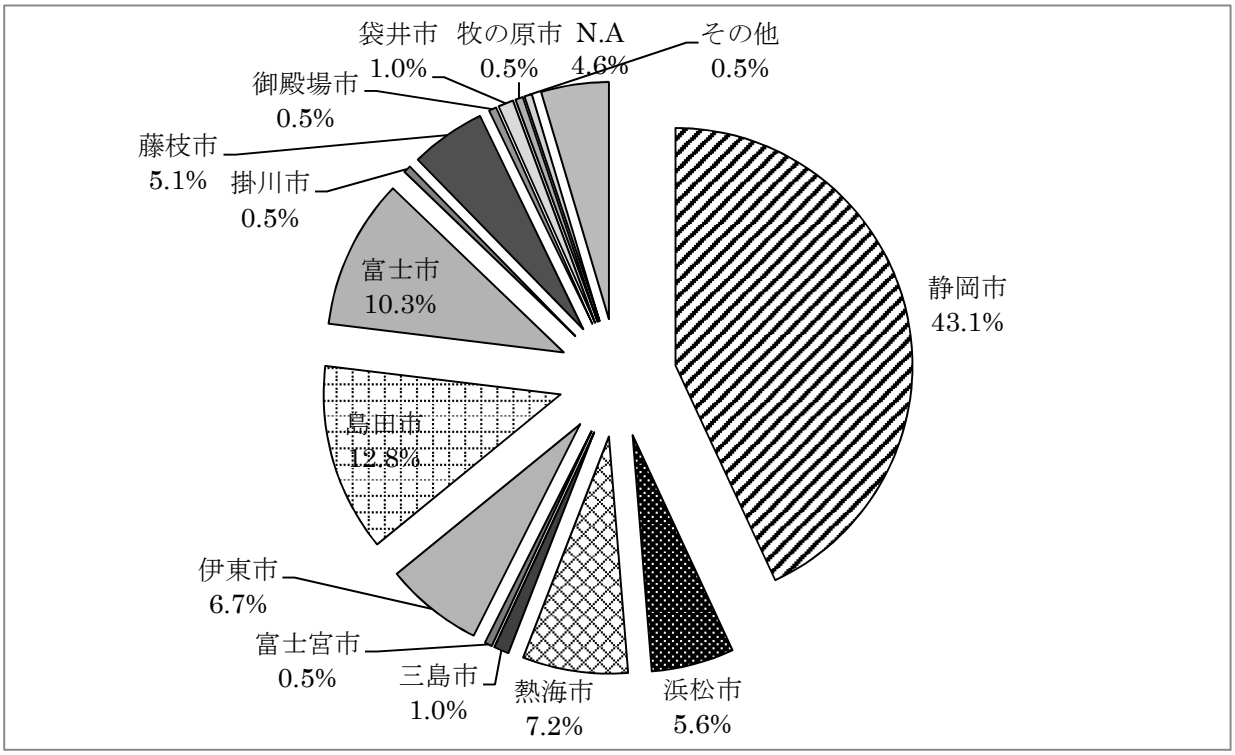

３．算定の対象となるモデルと地域

（１）対象モデル

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、20 歳代の単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、**大学を卒業後就職して勤続年数 3 年の「25 歳男性」および「25 歳女性」を想定**した。この労働者に支払われる賃金は月額 20 万円、このほかに一時金（賞与）として 36 万円（年間）が支払われており、年収は 276 万円と想定した。これは、「平成 27 年賃金構造基本統計調査」によると、静岡県（産業計）において所定内給与額が、20 代前半で平均 196,400 円、20 代後半で平均 229,100 円であったことを参考としている。

（２）居住地域

居住地域としては、**静岡市池田・小鹿地区**を想定した。静岡市に設定したのは、アンケート率の回収率が最も高かったのが静岡市であったことに加えて、若年単身世帯の 4 割以上が静岡市在住であったことが理由である（図１）。また、池田・小鹿地区に設定したのは、近隣に大学があり、学生が多く住んでいることから家賃が比較的低廉な地区であることが、主な理由である。

４．算定の方法

※留意した点

今回の最低生計費試算調査は、佛教大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008 年 4 月～6 月実施、2039 ケース集約。）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009 年 5 月～6 月実施、1615 ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010 年 5 月～6 月実施、518 ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲した。調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が

困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくなるからである。従前の調査同様に、以下の点に留意して算定を行った。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、持ち物財調査にもとづいて、**原則 7 割以上の保有率**の物を「人前に出て恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。(※別紙資料 B を参照)

また、耐用年数については、国税庁**「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」**およびクリーニング事故賠償問題協議会**「クリーニング事故賠償基準」**を参考にした。

② 食費については、2015 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、**「2015 年家計調査年報」**の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100ｋカロリー当たりの価格で算出)。

次に、女子栄養大学出版部**『食品成分表 2015　資料編』**にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した (25 歳男性 1 日当たり 2650ｋカロリー、25 歳女性 1 日当たり 1950ｋカロリー)。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1 人 1 日当たりの重量＝g)」(香川芳子：女子栄養大学教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を 5%と想定している。

朝食・昼食・夕食については、生活実態調査の結果、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかにもとづいて算定している。また、仕事の帰りや休日のお酒や会食についても生活実態調査の結果から、その回数、費用にもとづいて算定した。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省**「住生活基本計画」**（平成 18 年度から平成 27 年度）による**「最低居住面積水準」にもとづき、単身世帯 25 ㎡**とした。

家賃については、住宅情報誌およびインターネットの情報にもとづき、**静岡市**での家賃を調査し、その最低価格帯を採用した。

④ 教育費については、単身世帯のため、今回は算定に含めない。

⑤ 教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1 泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

⑥ 理髪料としては、**静岡市**内の理容店および美容院組合に所属している理美容店の価格調査を行った。男性の場合、**2 か月に 1 回の利用、**女性の場合、**3 か月に 1 回の利用**として算定する。

⑦ 交通・通信費については、生活実態調査の結果から、**静岡市では、移動手段として自**

家用車もしくはバイクが必需品であると判断した。

また、通信費については、総務省**「平成 26 年全国消費実態調査」**を用いて、2015 年 10 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

⑧　水道・光熱費、医療費については、総務省**「平成 26 年全国消費実態調査」**を用いるが、生活実態調査で医療費を尋ねており、その結果も考慮している。

⑨　交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第 1 に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計（**年 2 回、1 回の費用＝2 万円**）。第 2 に、お中元やお歳暮については、生活実態調査の結果から「送らない」と想定。第 3 に、見舞金やお年玉・その他の贈り物については、生活実態調査の結果から、その回数、費用を推計（**年間 4 回、1 回の費用＝2,000 円**）。第 4 に、住宅関係費として、共益費は生活実態調査並びに**静岡市**周辺の賃貸住宅情報誌等による調査結果から算定（**月に 2,000 円**）。第 5 に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し（**年間 3 回**）、**5,000 円の参加費**として算定。第 6 に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として**月 2,000 円**を想定（所得の 1%を目安）。第 7 に、その他会費として、**年間 3,000 円**を想定。

⑩　自由裁量費（＝こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやネット配信料関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて 7 割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1 人 1 日 200 円として月 6,000 円とする。

⑪　その他、予備費として、消費支出の 1 割を計上する。

５．最低生計費の試算

（１）食費の算定

静岡市内に住む 20 代単身者の食生活は、どのようなものなのであろうか。生活実態調査からは、以下のような結果を得られた。まず朝食については、調査結果によれば、「家でしっかり食べる」が最も多く 49.2%であり、次いで「とらない」の 22.6%、「家で牛乳やコーヒーですます」の 16.9%と続いた。この結果から、**朝食は家で食べる**ものとした。

昼食については、「弁当やパンを買う」の 28.7%が最も多く、次いで「職場の給食」の 28.2%、「家から弁当」の 26.7%と続いていた。昼食については、最も多いのが「弁当やパンを買う」＝28.7%、次に「給食」＝28.2%であった。また男女でライフスタイルが異なるので、男女別に分析すると以下のような結果が得られた。男性では「給食」＝37.9%、「弁当やパンを買う」＝25.3%、「家から弁当」＝12.6%と続き、女性では「家から弁当」＝38%、「弁当やパンを買う」＝31.5%、「職場の給食」＝20.4%と続いた。よって、**男性については半分を給食の日（1 日あたり 360 円）、もう半分をコンビニなどで「弁当やパンを買う」もの（1 日あたり 550 円）とし、女性については半分を弁当持参の日、もう半分を「弁当やパンを買う」日（1 日あたり 550 円）とすることにした。**

夕食については、「家でひとりで食べる」が 89.7%にのぼり、次いで「食堂の利用」2.6%であった。**夕食は家で食べる**ものとした（会食の日は別）。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月 1～2 回」で 39.5%、次いで「月 3～4 回」の 25.1%「ほとんどない」の 23.6%と続いていた。飲み会や会食についても、男女別に分析してみると、男性は「月 1～2 回」＝38%、「ほとんどない」＝37.2%であり、女性は「月 1～2 回」＝41%、「月 3～4 回」＝35.5%であった。このことから友人などとの**飲み会や会食を、男性は月 2 回、女性は月 3 回**とした。その費用の平均額は 4,288 円であったが、全体の分布状況やお酒を飲むか飲まないか等から判断して**男性 1 回 3,500 円、女性 1 回 3,000 円**とした。

表１　４つの食品群別にみた、100ｇ当たりの消費単価

第１群

乳・乳製品　25.03　円
卵　29.32　円

第２群

魚介・肉　161.46　円
豆・豆製品　23.63　円

第３群

野菜・海藻　42.05　円
いも類　32.07　円
果物　44.19　円

第４群

穀類　46.43　円
砂糖　20.54　円
油脂　47.96　円

嗜好品（飲料・酒類）

100ｋカロリー当たり
74.16　円

①25 歳男性　1 日当たり 2,650ｋカロリー（30 日＝79,500k カロリー）

表２　25 歳、男性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		**魚介・肉**	
必要量	300　g	必要量	140　g
金額	75.10　円	金額	226.04　円
卵		**豆・豆製品**	
必要量	50　g	必要量	80　g
金額	14.66　円	金額	18.90　円
第 3 群		**第 4 群**	
野菜・海藻		**穀類**	
必要量	350　g	必要量	400　g
金額	147.18　円	金額	185.71　円
いも類		**砂糖**	
必要量	100　g	必要量	10　g
金額	32.07　円	金額	2.05　円
果物		**油脂**	
必要量	200　g	必要量	30　g
金額	88.38　円	金額	14.39　円

（参考）：香川芳子監修『食品成分表 2015　資料編』（女子栄養大学出版部、2015 年）、p80。
（注）推定エネルギー必要量の 95%で構成

②25 歳女性　1 日当たり 1,950ｋカロリー（30 日＝58,500k カロリー）

表３　25 歳、女性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		**魚介・肉**	
必要量	250　g	必要量	100　g
金額	62.59　円	金額	161.46　円
卵		**豆・豆製品**	
必要量	50　g	必要量	80　g
金額	14.66　円	金額	18.90　円
第 3 群		**第 4 群**	
野菜・海藻		**穀類**	
必要量	350　g	必要量	260　g
金額	147.18　円	金額	120.71　円
いも類		**砂糖**	
必要量	100　g	必要量	10　g
金額	32.07　円	金額	2.05　円
果物		**油脂**	
必要量	200　g	必要量	20　g
金額	88.38　円	金額	9.59　円

（参考）表２に同じ

（注）推定エネルギー必要量の 95％で構成

1 日エネルギー必要量の 90％とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

①男性

	2,385	ｋカロリー	762.16　円
嗜好品・	265	ｋカロリー	196.53　円
	合計		958.69　円

②女性

	1,755	ｋカロリー	622.99　円
嗜好品・	195	ｋカロリー	144.62　円
	合計		767.61　円

従って、1 カ月、すべて家で食事したと仮定すると、男性で 958.69 円×30 日≒28,761 円、女性で 767.61 円×30 日≒23,028 円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

①男性

コンビニ弁当　　1 食　　730k カロリー　　550 円

1カ月	10食	7,300kカロリー	小計 5,500円
給食	1食	600kカロリー	360円
1カ月	10食	6,000kカロリー	小計 3,600円
昼食		13,300kカロリー	計 9,100円

会食2回　枝豆、鶏から揚げ、おでん、刺身、ビール（中ジョッキ）、緑茶割り
100kカロリー＋400kカロリー＋350kカロリー＋220kカロリー＋160kカロリー＋77kカロリー＝1,307kカロリー

月2回　2,614kカロリー　計7,000円

家での食事	63,586	kカロリー	23,003	円
昼食（給食＆コンビニ弁当）	13,300	kカロリー	9,100	**円**
会食	2,614	kカロリー	7,000	円
廃棄分（5%）	3,179	kカロリー	1,150	円
合計	**82,679**	**kカロリー**	**40,253**	**円**

②女性

コンビニ弁当	1食	730kカロリー	550円
1カ月	10食	7,300kカロリー	小計 5,500円

会食3回　枝豆、鶏から揚げ、おでん、刺身、緑茶割り
100kカロリー＋400kカロリー＋350kカロリー＋220kカロリー＋77kカロリー＝1,147kカロリー

月3回　3,441kカロリー　計9,000円

家での食事	47,759	kカロリー	18,800	円
昼食（コンビニ弁当）	7,300	kカロリー	5,500	**円**
会食	3,441	kカロリー	9,000	円
廃棄分（5%）	2,388	kカロリー	940	円
合計	**60,888**	**kカロリー**	**34,240**	**円**

（2）住居費の算定

生活実態調査では、家賃の平均＝約53,000円で、5万円台が29.7%、6万円台が25.1%、4万円台が13.3%であった。これらを参考にしながら、静岡市郊外（駿河区小鹿）での民間賃貸アパートについてインターネットや住宅情報誌等も用いて市場調査を行った。調査の結果では、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション（間取り1ＤＫor１Ｋ）では、家賃が最低で38,000円、最高で63,000万円の物件があった。**最低価格帯であった38,000円**とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「NA」が9割以上に及んだ。このことから、更新料はないものとした。

家賃	月	38,000円
更新料		0円

合計　　38,000 円

（３）水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、東海地方の平均」を用いた。

①男性

合計　　8,093 円×0.934（物価上昇率）≒**7,559 円**

②女性

合計　　7,059 円×0.934（物価上昇率）≒**6,594 円**

（４）家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によって算定した。

ａ）家庭用耐久消費財＝月額 1,554 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用耐久財				
電子･ガスレンジ	7,538	6	1	105
自動炊飯器	9,698	6	1	135
電気冷蔵庫	30,024	6	1	417
電気掃除機	5,918	6	1	82
電気洗濯機	26,784	6	1	372
電気ポット	4,298	6	1	60
小　計				1171

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冷暖房用機器				
電気こたつ	5,076	6	1	71
扇風機	6,458	6	1	90
小　計				161

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
居間･寝室用家具				
シングルベッド	18,953	8	1	197
カラー（収納）ボックス	899	3	1	25
小　計				222

ｂ）室内装備具＝月額 129 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
室内装備品				
カーテン	1,658	3	1	46

こたつ布団・カバー	2,990	3	1	83
小　計				129

c）寝具類＝月額 577 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
寝具類				
敷き布団	7,000	4	1	146
掛け布団	5,980	4	1	125
タオルケット	1,500	2	1	63
毛布	1,980	3	1	55
シーツ	1,500	2	1	63
まくら	1,980	3	1	55
布団カバー	1,000	2	1	42
まくらカバー	680	2	1	28
小　計				577

d）家事雑貨①男性＝月額 875 円、②女性＝月額 1,116 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨（男性）				
飯茶碗	500	2	2	42
どんぶり	498	2	2	42
吸い物椀	398	2	2	33
マグカップ	380	2	2	17
盛り皿（洋）	380	2	4	63
コップ	200	2	3	25
スプーン	179	5	2	6
水筒	1,922	5	1	32
フォーク	179	5	2	6
タッパー	68	5	3	3
中なべ	900	5	1	15
フライパン	500	5	1	8
水切りかご・ざる	375	4	1	8
ボール	375	5	1	6
包丁・ナイフ	1,382	5	1	23
まな板	753	5	1	13
たわし・スポンジ	25	1	1	2
しゃもじ	320	5	1	5
フライ返し	280	5	1	5
はし・菜はし	280	5	2	9
物干しさお	680	5	1	11
ポリバケツ	699	5	1	12

洗濯用バケツ・かご	980	5	1	16
タオル	192	1	5	80
バスタオル	1,200	1	3	300
電球（非LED）	173	3	2	10
蛍光灯（非 LED）	1,008	3	2	56
ドライバー	512	15	1	3
バスマット	580	2	1	24
小　計				875

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨（女性）				
飯茶碗	500	2	2	41
どんぶり	498	2	2	42
吸い物椀	398	2	2	33
マグカップ	380	2	3	48
盛り皿（洋）	380	2	6	95
コップ	200	2	4	33
スプーン	179	5	3	9
水筒	1,922	5	1	32
フォーク	179	5	3	9
弁当箱	615	5	1	10
タッパー	68	5	4	5
中なべ	900	5	1	15
フライパン	500	5	1	8
水切りかご・ざる	375	4	1	8
ボール	375	5	1	6
包丁・ナイフ	1,382	5	1	23
まな板	753	5	1	13
たわし・スポンジ	25	1	1	2
しゃもじ	320	5	1	5
フライ返し	280	5	1	5
はし・菜はし	280	5	3	14
物干しさお	680	5	1	11
ポリバケツ	699	5	1	12
洗濯用バケツ・かご	980	5	1	16
タオル	192	1	8	128
バスタオル	1,200	1	4	400
電球（非LED）	173	3	2	10
蛍光灯（非 LED）	1,008	3	2	56
ドライバー	512	15	1	3
バスマット	580	2	1	24

小　計				1116

ｅ）家庭用消耗品＝月額 748 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用消耗品				
ポリ袋（50 枚）	298	1	0.1	30
ラップ	148	1	1	148
ティッシュペーパー（5 箱）	208	1	0.2	42
トイレットペーパー（12R）	248	1	0.25	62
台所洗剤	91	1	1	91
トイレ用洗剤	189	1	0.5	95
洗濯用洗剤	280	1	1	280
小　計				748

合計　　①男性＝3,883 円
②女性＝4,124 円

（５）被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査にもとづいて算定した。数量については、少ないほうから数えて合計 3 割の人が保有する数を算定基準とした。なお、※のついたものについては、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格で算出した。

ａ）被服・履物＝（男性）月額 7,258 円、（女性）月額 3,858 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物（男性）				
背広※	31,860	4	2	1328
礼服※	46,440	4	1	968
ジャケット※	5,990	4	2	250
替えズボン	1,290	4	5	134
パーカー	1,290	2	2	108
ワイシャツ	2,990	2	5	623
長袖シャツ	1,399	2	4	233
半袖シャツ	590	2	4	98
ポロシャツ	1,990	2	2	166
シャツ（合・冬）	500	1	3	125
Tシャツ	990	2	5	206
ジャージ	1,990	2	2	166
パンツ・ブリーフ	500	1	7	292
サンダル	690	2	1	29
靴※	7,900	2	3	988
運動靴・スニーカー	3,132	2	3	392
靴下	343	2	8	114

ネクタイ※	4,800	2	4	800
バンド・ベルト	1,900	2	3	238
小　計				7258

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物（女性）				
ワンピース※	3,990	4	3	249
オーバーコート※	6,990	4	2	291
ジャケット※	3,990	4	2	166
スカート	1,990	3	3	166
ブラウス	990	3	2	55
Tシャツ・ポロシャツ	1,000	2	4	167
長袖・半袖シャツ	990	2	4	165
セーター・カーディガン	2,990	2	3	374
スリップ・キャミソール	1,490	2	5	310
パンティー	200	1	7	117
ブラジャー	1,200	2	5	250
パジャマ（夏）	1,944	2	2	162
パジャマ（冬）	1,900	2	2	158
ジャージ	1,900	2	2	158
スリッパ	380	2	2	32
サンダル	690	2	2	58
靴・ブーツ※	3,990	2	3	499
運動靴・スニーカー	3,990	2	1	166
パンティストッキング	284	1	3	71
ソックス	200	2	10	83
手袋	864	1	1	72
ベルト	1,069	2	2	89
小　計				3858

ｂ）クリーニング代

①男性

この他、背広 2 着・礼服 1 着分のクリーニング代を想定した（1 着＝1,050 円）。

1 着 1,050 円＊3／12＝月額 263 円

②女性

この他、ワンピース 3 着・オーバーコート 2 着分のクリーニング代を想定した（1 着＝1,050 円）。

1 着 1,050 円＊5／12＝月額 438 円

合計　　**①男性＝7,521 円**

②女性＝4,296 円

（6）保健医療費の算定

保健医療費の算定は、生活実態調査で医療費（窓口負担や医薬品購入額の合計）を聞いており、回答者の平均額を用いた。

合計　　①男性＝**3,255 円**　②女性＝**4,516 円**

（7）通信・交通費の算定

通信費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、東海地方の平均」を用いた。

①男性

小計　　9,302 円×1.001（物価上昇率）≒9,311 円

②女性

小計　　9,113 円×1.001（物価上昇率）≒9,122 円

「生活実態調査」では、交通用具の所有率は以下の通りであった。軽自動車（660cc 以下）＝25.1%、小型自動車（661～2000cc）＝9.7%、普通自動車（2000cc 以上）＝31.8%、ミニバイク（125cc 以下）＝9.7%、バイク（125cc 以上）＝7.2%、自転車＝49.2%。20 代単身者の 8 割以上が自家用車もしくはバイクを所有していた。また、自動車の必要性について「必需品」と答えた割合が最も多く 53.8%であった。職場までの交通手段で最も多かったのは自家用車の 35.9%で、次いで自転車の 24.1%、徒歩の 23.6%であった。よって、前回（2010 年調査）同様に自動車の所有は想定した。

その車種としては「軽自動車（660cc）」（7 年落ち）とした。自動車購入費は、インターネットにより人気の車両価格について調査し、比較的入手しやすい価格帯の中から判断して、軽自動車中古価格 580,000 円とした。これに取得税（2%）と消費税（8%）が加算され、638,000 円となる。耐久年数については、一般社団法人自動車検査登録情報協会の調査によると小型車の使用年数は 12.38 年（平成 27 年）であるが、車検の時期に乗り換えるのが一般的であり、ここでは中古車として購入した上記の軽自動車の使用年数を 6 年と想定して（3 回目の車検の直前に買い替える）、月当たり費用は 8,861 円と算定した。

自動車関係費については、ガソリン代を生活実態調査で聞いており、その平均額 10,475 円とした。[1]

また、車保険年額は、インターネットの情報にもとづき、10 等級で対人賠償＝無制限、対物賠償無制限、免責金額＝車対車免ゼロ、搭乗者傷害＝1,000 万円のネット契約・分割払いで 67,800 円（月当たり 5,650 円）とした。

2 年に 1 回の車検費用について。重量税は、軽自動車（初年度登録 13 年未満）で 6,600 円（月当たり 183 円）。「自動車損害賠償責任保険審議会」の定めによる軽自動車の自賠責

[1] 通勤に自家用車を利用している場合には、多くの企業から「通勤手当」としてガソリン代が支給されることが考えられる。一般的に大企業従業員には手当が支給されていることが多いのは事実である。しかし、中小企業従業員や派遣労働者などの非正規労働者では、手当が支給されないケースが多いので、ガソリン代を生計費に計上している。つまり、ここでは手当の支給はないとの想定である。

保険料は 2 年に一度の支払いで 26,370 円（月当たり 733 円）。これに車検基本料 14,040 円（月当たり 390 円）、印紙代 1,100 円（月当たり 31 円）が加わる。

軽自動車税は、静岡市では 7,200 円（月当たり 600 円）。駐車場代については、生活実態調査から回答者の平均額の 4,460 円を計上した。

このほか、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、タイヤ、ブレーキパッド等の部品交換が、状態に応じて必要になることが考えられる。維持費として年間税込み 31,938 円（月当たり 2,662 円）を計上した。

小計　　34,045 円

合計　　①男性＝**43,356 円**　②女性＝**43,167 円**

（８）教育費の算定

該当せず。

（９）教養娯楽費の算定

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による保有率を用いて算定したが、男性については、携帯ゲーム機（保有率＝88.5%）およびゲームソフト（同 94.3%）を、女性については水着（同 63.0%）を所有させることとした。なお、書籍類や新聞等は持ち物財調査によると、保有率が低かったために所有を想定していない（新聞＝2.1%、文庫本＝37.4%）。

ａ）娯楽用耐久財＝月額 4,548 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用耐久財				
カラーテレビ（32 型）	50,220	5	1	837
ノートパソコン	32,184	4	1	671
インターネット接続料（機器を含む）				3000
USB（16G）	950	2	1	40
小　計				4548

ｂ）教養娯楽用品①男性＝月額 300 円、②女性＝月額 176 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品（男性）				
携帯ゲーム機	16,200	5	1	270
ゲームソフト（中古）	108	3	10	30
小　計				300

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品（女性）				
水着	4,212	2	1	176
小　計				176

ｃ）教養娯楽サービス

さらに、教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果にもとづいて算定した。それによると、日帰り行楽（旅行）については、「月に１回」が最も多く 35.4%であった。そのほかには、「月に０回」が 28.2%、「月に２回」が 19.0%と続いた。7 割以上が「行く」派であった。また、男性で最も多かったのが「月に０回」の 37%で、女性で最も多かったのが「月に１回」の 46%であった。これらのことから、**日帰り行楽を、男性で年 9 回、女性で年 12 回**と想定した。また、その費用は**5,000 円**とした（平均額は約 9,750 円）。

1 泊以上の旅行については、年に「2 回」の 21.5%が最も多かった。次いで、「3 回」が 19.0%であった。また、男性で最も多かったのが「年に１回」の 23%で、女性で最も多かったのが「月に 2 回」の 25%で、次いで「年に 3 回」の 23%であった。この結果から、**男性で年 1 回、女性で年 2 回の 1 泊旅行**を想定した。その１回の費用については、**30,000 円**とした（平均額約 39,500 円）。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いのが「自宅での休養」で 152 件、次いで「友人や知人との交際」の 111 件、「ショッピング」の 91 件、「日帰り行楽」の 59 件、「スポーツ」の 31 件、「映画鑑賞」の 25 件などと続いていた。これらのことから、上記の旅行を除いて、恋人や友人などと一緒に**ショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを月 3 回**とし、その費用を**1 回 2,000 円**とした。

小計　　①男性＝月額 12,250 円、②女性＝月額 16,000 円

ｄ）ＮＨＫ受信料＝月額 1,310 円

合計　　①男性＝18,408 円
②女性＝22,034 円

（10）理美容費の算定

ａ）理美容用品①男性＝月額 1,340 円、②女性＝月額 4,179 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品（男性）				
ヘアードライヤー	1,922	6	1	27
歯ブラシ	73	1	12	73
かみそり	265	1	0.33	7
洗顔用せっけん	380	1	12	380
シャンプー	328	1	12	328
リンス・コンディショナー	592	1	6	296
ボディーシャンプー	138	1	12	138
歯磨き	91	1	12	91
小　計				1340

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格

理美容用品（女性）				
ヘアードライヤー	1,922	6	1	27
歯ブラシ	73	1	12	73
かみそり	265	1	0.33	7
ヘアブラシ	358	3	1	10
洗顔用せっけん	380	1	12	380
シャンプー	328	1	12	328
リンス・コンディショナー	592	1	6	296
ボディーシャンプー	138	1	12	138
歯磨き	91	1	12	91
化粧クリーム	550	1	12	550
化粧水	554	1	12	554
乳液	665	1	12	665
ファンデーション	580	1	12	580
口紅	480	1	12	480
小　計				4179

ｂ）理美容サービス

理髪（美容）料として、男性の場合、1 回 4,000 円として計算した。2 か月に 1 回利用とした。女性の場合、1 回 10,000 円として計算した。3 か月に 1 回利用とした。

小計　①男性＝2,000 円
②女性＝3,333 円

合計　①男性＝**3,340 円**
②女性＝**7,512 円**

（11）身の回り用品の算定①男性＝月額 822 円、②女性＝月額 977 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品（男性）				
傘	1,512	2	2	126
旅行用かばん	8,000	5	1	133
ショルダーバック	4,400	5	1	73
エコバッグ	1,404	5	1	23
財布	1,900	5	1	32
腕時計	5,000	10	1	42
ハンカチ	378	1	4	126
帽子	1,600	1	2	267
小　計				822

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格

身の回り用品（女性）				
傘	1,296	2	2	108
旅行用かばん	11,000	5	1	183
ショルダーバック	3,900	5	3	195
ハンドバック	2,900	5	2	97
エコバッグ	1,296	5	1	22
財布	990	5	1	17
腕時計	1,980	10	1	17
イヤリング・ピアス※	5,000	10	3	42
ハンカチ	350	1	5	146
帽子	900	1	2	150
小　計				977

合計　　①男性＝**822** 円
　　②女性＝**977** 円

（12）交際費・その他の算定

生活実態調査の結果をみると、第 1 に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているか」との問いに対し、最も多いのが「ほとんど参加」の 67.2%、次いで「最近ほとんどよばれない」の 15.9%、「他の費目を節約して参加」が 9.2%と続いていた。その回数は、最も多いのが「年 2 回」で 28.2%、次いで 1 回の 26.2%、3 回の 17.9%、0 回の 16.4%と続いていた。この結果から、**年 2 回の結婚式やお葬式・法事（結婚式＝1 回、お葬式＝1 回）**などへの参加を想定した。その費用は、合せて **4 万円**とした。

第 2 に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らない」の 67.7%で、次いで「経済的に無理」の 8.7%、「贈ってくれた人だけに贈る」の 5.6%と続いていた。このことから、若年単身の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断した。

第 3 に、「見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか」という問いに対しては、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で 59.0%、次いで「最近あげる機会がない」の 15.9%、「あげない」の 14.9%と続いていた。この結果から、**お見舞い金やせん別、父の日・母の日の贈り物などを年 4 回**として **1 回 2,000 円**と想定した。

第 4 に、近所つきあいの程度について生活実態調査では、「あいさつ程度」が 70.3%で最も多く、次いで「顔を合わせない」が 24.1%であり、近所つきあいがほとんどないことがわかる。自治会費は算定に含めなかった。

第 5 に、住宅関係費として、共益費は生活実態調査によると、0 円～5,000 円に分布し、平均額は 2,824 円であった。よって**月額 2,000 円**とした。

第 6 に、忘新年会や歓送迎会については、生活実態調査の結果をみると、「年 3 回」が 27.2%で最も多く、次いで「年 2 回」＝26.2%、「4 回」＝17.4%であった。また、「5 回以上」も 16.4%いた。ここでは**年 3 回**とし、**1 回 5,000 円**の参加費として算定した。

第 7 に、労働組合費として**月 2,000 円**（1 か月賃金の 1%相当）を想定した。

第 8 に、その他会費として、年間 3,000 円を想定した。

合計　　**9,500 円**

（13）自由裁量費の算定

合計　　6,000 円

６．持ち物財調査の結果の概要―20 歳代単身世帯について

（１）最低生活に必要な品目の選定

所有率 7 割以上のものについては、最低生活に必要な品目であると判断し、それらについては価格調査を行ったが、7 割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、これに加えることとした。例えば、「電気ポット」は単独での所有率は 61.5%であったが、「やかん」を合わせると所有率は 10 割近くに達している。よって、お湯を沸かすものを代表して「電気ポット」を所有させた。このように“合わせ技”で所有させたものもいくつかある。

（２）20 代単身世帯（男性）の所有した品目について

持ち物財調査の結果を踏まえて、2016 年 3 月 20 日に静岡県評で合意形成会議を開催して、実際に価格調査を行う品目をリストアップした。品目については、「静岡県最低生計費試算（若年単身世帯）のための価格調査票（平成 28 年 3～4 月）」を参照のこと（省略）。

７．試算の結果からみえるもの

今回の調査結果をまとめたものが、表４である。今回の調査から得られた最低生計費の試算結果を、単純に従前の諸調査の結果と比較することはできないだろう。なぜなら、若干であるが分析方法に異なる部分がある（たとえば、今回は自家用車の車両整備費をより細かく計上している）。それでも、前回調査と比較すると、男女ともに７つの費目で生計費の増加がみられた。これは、消費税や社会保険料の増が影響していると考えられる。

加えて、「現在の最低賃金額はあまりにも低すぎる」という従前の調査から得られた結論に変わりはないことも明らかになった。今回の試算結果を時給に換算すると（中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間労働の所定内労働時間）、男性で **1,419** 円、女性で **1,413** 円/時間となった。また、現行の所定内労働時間（一般労働者）である 149.3 時間で時給換算すると、男性で 1,652 円、女性で 1,645 円となる。現行の静岡県における最低賃金額は 783 円／時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは、少なくとも 600 円以上、最大で 900 円近い隔たりがある。[2]

また、静岡市（２級地―１）における 25 歳単身者の生活保護基準は、122,620 円（内訳：生活扶助基準第 1 類費＝34,740 円＋同第 2 類費＝36,880 円＋住宅扶助特別基準額 51,000 円）であり、これも今回の試算結果から得られた消費支出 **181,897 円（男性）、180,960 円（女性）**と大きな隔たりがある。[3]

---

[2] 最低賃金の対象となる賃金には、いわゆる賞与（ボーナス、一時金）は含まれない。よって、非消費支出からその分を差し引き、さらに、「通勤手当」分も差し引いて税込みの最低生計費（月額）を再計算すると、男性＝1,344 円/時間、女性＝1,338 円/時間となっている。それでも、550 円以上の格差があることには変わりない。

[3] 生活保護制度では、このほか医療扶助として医療費が無料になるほか、勤労収入があった場合には、その収入金額に応じて一部が控除される仕組みがある（勤労控除）。したがって、生活保護基準は 2～3 万円程度上がると考えてよいだろう。それでもなお、3 万円ほどの格差があるのだから、現行の保護基準は低いと言っても良いだろう。

表４　最低生計費総括表

	2015年調査		2010年調査	
	25歳男性	25歳女性	25歳男性	25歳女性
	賃貸アパート　1K25㎡			
消費支出	181,897	180,960	175,004	170,806
食費	40,253	34,240	40,150	29,684
家での食事	23,003	18,800	22,701	22,506
外食・昼食	9,100	5,500	10,000	0
外食・会食	7,000	9,000	6,000	6,000
廃棄分	1,150	940	1,449	1,178
住居費	38,000	38,000	42,000	42,000
家賃	38,000	38,000	42,000	42,000
更新料	0	0	0	0
光熱・水道	7,559	6,594	6,993	7,507
家具・家事用品	3,883	4,124	2,686	2,864
家庭耐久財	1,554	1,554	1,471	1,597
室内装備・装飾	129	129	50	78
寝具類	577	577	342	342
家事雑貨	875	1,116	365	389
家庭消耗品	748	748	458	458
被服・履物	7,521	4,296	5,838	3,981
被服	5,849	3,103	4,995	2,826
履物	1,409	755	593	655
洗濯代	263	438	250	500
保健医療	3,255	4,516	2,420	4,488
交通・通信	43,356	43,167	40,082	39,484
交通費	34,045	34,045	31,064	31,064
通信費	9,311	9,122	9,018	8,420
教育	0	0	0	0
教養娯楽	18,408	22,034	15,417	15,305
教養娯楽耐久財	4,548	4,548	2,403	2,403
教養娯楽用品	300	176	419	307
書籍	0	0	0	0
旅行・帰省	6,250	10,000	7,250	7,250
レジャー・スポーツ	6,000	6,000	4,000	4,000
NHK受信料	1,310	1,310	1,345	1,345
その他	19,662	23,989	19,418	25,493
理美容用品	1,340	4,179	321	1,936
理美容サービス	2,000	3,333	1,950	6,000
身の回り用品	822	977	264	674
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000
交際費・その他	9,500	9,500	10,883	10,883
非消費支出	46,662	46,662	44,853	44,853
所得税	4,819	4,819	4,600	4,600
住民税	8,783	8,783	8,869	8,869
社会保険料	33,060	33,060	31,384	31,384
予備費	18,100	18,000	17,500	17,081
最低生計費	199,997	198,960	192,504	187,887
税込み月額	246,659	245,622	237,357	232,740
税込み年額	2,959,908	2,947,464	2,848,284	2,792,880
必要最低賃金額	1,419	1,413	1,366	1,339
最低賃金額	783 （2015年）	783 （2015年）	713 （2010年）	713 （2010年）

（注１）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%（2015 年は 100 円未満切り捨て、2010 年は 10 円未満を四捨五入）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

（注２）13 頁では、「通勤手当」が支給されないものとしてガソリン代を最低生計費に計上している。念のため、手当が支給されたとすると（「通勤手当」7,000 円支給）、最低生計費は税込みの月額で男性＝243,456 円、女性＝242,519 円となる。したがって、必要最低賃金は、男性＝1,401 円、女性＝1,395 円となる。

（注３）非消費支出の算出方法は、以下の通り。

１）所得税

4 月分の給与を 200,000 円とすると、国税庁『平成 27 年 4 月以降分　源泉徴収税額表』より、**3,770 円**。これにボーナスに対する分（月額 1,049 円）を加算すると、**4,819 円**

２）住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与所得＝276 万円×70%－18 万円＝1,752,000 円

給与所得－(社会保険料控除＋基礎控除)＝1,752,000 円－（396,722 円＋33 万円）＝1,025,278 円

市民税（税率 6%）は、1,025,278 円×6%≒61,516 円

県民税（同 4%）は、1,025,278 円×4%≒41,011 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、61,516 円－1,500 円≒60,000 円

県民税は、41,011 円－1,000 円≒40,000 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	３，５００円
県民税	１，９００円

したがって、住民税額（年額）は、60,000 円＋40,000 円＋3,500 円＋1,900 円＝105,400 円となり、1 か月当たりでは **8,783 円**となる。

３）社会保険料

①厚生年金保険料率＝17.828%（うち労働者分＝8.914%）

→標準報酬月額 200,000 円では、17,828 円が本人負担分

②協会けんぽ（静岡県）保険料率＝9.92%（うち労働者分＝4.96%）

→標準報酬月額 200,000 円では、9,920 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 200,000 円とすると、1,000 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、17,828 円＋9,920 円＋1,000 円＝28,748 円となり、×12 ヶ月分＝344,976 円となる。これにボーナス分 51,746 円を加えると **396,722 円**となる（月あたり **33,060 円**）。

おわりに

今回の結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準や生活保護基準を引き上げていくことが、急務の課題であろう。

今後も、子育て世代など、さまざまな世帯類型における最低生計費試算を継続して行っていく予定である。

なお、今回の試算結果は、科学研究費助成事業（**「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」**研究課題番号：26380827）助成の成果であることを付け加えておく。

（参考文献）

金澤誠一監修（2009）『首都圏最低生計費試算調査報告集』
金澤誠一監修（2010）『東北地方最低生計費試算調査報告集』
金澤誠一監修（2011）『愛知県最低生計費試算調査報告書』
金澤誠一（2012）『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社
中澤秀一（2011）「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」『貧困研究』明石書店
中澤秀一編著（2012）『これだけは必要だ！静岡県の最低生計費』本の泉社
中澤秀一（2015）「新たな最低生計費調査の実施に向けて」『静岡県労働研究所所報』第 28 号
愛知県最低生計費試算調査プロジェクトチーム（2016）『愛知県最低生計費試算調査の中間報告』